大分市の給与・定員管理等について

1 総括

(1)人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
	(令和4年1月1日)	A		В	B/A	令和2年度の人件費率
令和3年度	人	千円	千円	千円	%	%
市和3十及	477,584	204,473,548	6,602,896	30,152,575	14.7	12.2

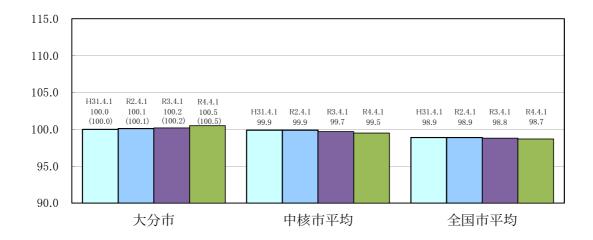
(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数		給		
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B
令和3年度	人	千円	千円	千円	千円
7/110千茂	3,033	11,736,617	2,551,598	4,862,519	19,150,734

一人当たり	(参考)中核市平均
給与費 B/A	一人当たり給与費
千円	千円
6,314	6,332

- (注)1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員 を含まない。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれ ていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、 学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 - 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域に おける国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。 (補正前のラスパイレス指数× (1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 - 3 中核市平均(類似団体平均)とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- ※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えて いる場合について、その理由及び改善の見込み

本市におきましては、平成25年度及び平成27年度に給料表の見直しを行い、その効果を見込む中で給料減額措置の緩和を段階的に行って

るところです。 今後につきましては、給料水準の高い高年齢層の職員が退職していくことにより、徐々にラスパイレス指数は抑制されていくものと考え ております。

(4)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年7月1日

(内容) 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、初任給部分は引き下げず、その他の部分も引下げを緩和。高齢層については、平均改定率を上回る引下げを実施(最大4%引下げ)。激変緩和のため、経過措置(現給保障)を実施。 医師職給料表を除く他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準に準じ、大分市においては非支給。

(杂老)

		各年度の支給割合									
	TF 44	平成2	7年度	TF 44	₩.4	TF -4-	A ±n	A ±n	A ±n	A ±n	
	平成 26年度	4月1 日時点	遡及 改定後	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	
国基準による 支給割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	
大分市の 支給割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	

③その他の見直し内容について

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国に準じ見直しを実施。 (平成27年7月1日実施)

(5) 特記事項

(給与減額の状況)

減額実施期間

令和4年4月1日から1年間

抑制済又は減額措置の内容

(給料)

- ・令和4年1月より、4級以上1.5%の給料減額措置を実施。
- ・令和5年1月より、4級以上1%の給料減額措置を実施。

(その他)

・令和元年8月より、市長は給料月額の18%カット、副市長は給料月額の17%カット、教育長・常勤監査委員は12%カットを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平 均 年 齢 平均給料月額		平均給与月額	平均給与月額
				(国比較ベース)
大分市	41.2 歳	316,599 円	394,159 円	346,300 円
大分県	41.9 歳	315,904 円	394,652 円	342,435 円
玉	42.7 歳	323,711 円	_	405,049 円
中核市	42.0 歳	318,322 円	407,946 円	363,649 円

②技能労務職

区 分		平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
						(国比較ベース)
	大分市	45.7 歳	278 人	336,430 円	377,092 円	351,959 円
	うち清掃職員	44.2 歳	66 人	322,622 円	371,415 円	339,957 円
	うち学校給食調理員	46.8 歳	61 人	342,542 円	361,765 円	351,942 円
	うち自動車運転手	49.8 歳	12 人	357,184 円	429,701 円	375,843 円
	大分県	53.0 歳	163 人	325,645 円	363,594 円	341,528 円
	国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	_	328,416 円
	中核市	50.5 歳	193 人	321,523 円	379,807 円	352,752 円

③教育職

区分	平均年	齢	平均給料月額	平均給与月額
大分市	35.5	歳	282,219 円	306,482 円
大分県	44.2	歳	355,670 円	393,438 円
中核市	39.0	歳	307,316 円	360,744 円

④公安職

区 分 平均年齢		平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	
				(国比較ベース)	
大分市	36.6 歳	300,494 円	382,045 円	329,840 円	
中核市	38.7 歳	305,482 円	404,212 円	351,423 円	

- (注)1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの すべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの) で算出している。

(2)職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

, 1992 t - 0 t 1 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	*****			
区	分	大 分 市	大 分 県	国
一般行政職	大学卒	188,700 円	188,700 円	182,200 円
	高校卒	159,300 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	159,300 円	152,700 円	_
	中学卒	-	-	_

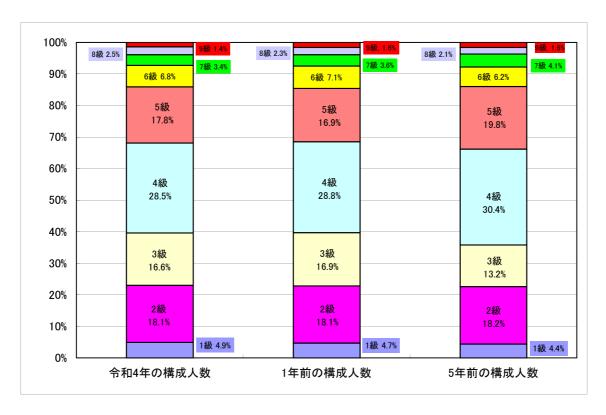
(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和4年4月1日現在)

7 100 X 1 100 X 1 100 X	***************************************	· -> -> -						
区	区 分		区 分 経		経験年数10年 経験年数20年		経験年数30年	
一般行政職	大 学 卒	271,728 円	354,802 円	382,567 円	401,175 円			
	高 校 卒	233,629 円	321,406 円	356,675 円	377,368 円			
技能労務職	高 校 卒	_	_	353,309 円	366,919 円			
	中 学 卒	_	_		_			
公 安 職	大 学 卒	286,343 円		384,328 円	_			
	高 校 卒	243,867 円	334,039 円		370,256 円			

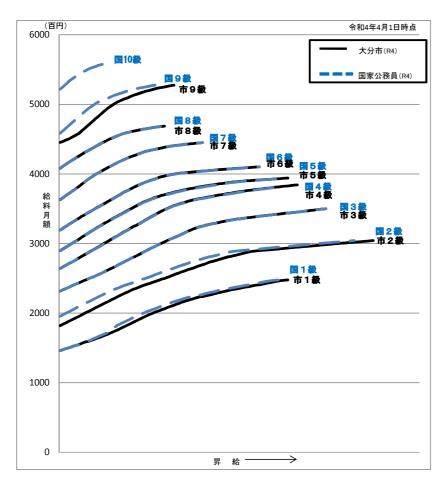
3 一般行政職の級別職員数等の状況 (1)一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和4年4月1日現在)

			-/4 - P /C PD/			
区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
,	¢π.	東 郊 巳 小 聯 弥	人	%	円	円
1	极	事務員の収務	90	4.9	146,100	247,600
0	∜TL	ナ 車の職数	人	%	円	円
2	形义	土 争 少 職 伤	331	18.1	182,000	304,200
2	≪n.	→ IT の職数	人	%	円	円
3	形义	主にいり服め労	303	16.6	231,500	350,000
4	∜TL	主査の職務	人	%	円	円
4	形义		519	28.5	264,200	384,200
_	∜TL	参事補または主幹の職務	人	%	円	円
Э	形义		325	17.8	289,700	394,000
6	幼	を車の 隣攻	人	%	円	円
U	n/X	少 ≠ √ √ 1版 分	124	6.8	319,200	410,200
7	幼	細長の隣 致	人	%	円	円
'	n/X	11大文・ソイ取 (分	61	3.4	362,900	444,900
8 級	∜TL	佐田の職数	人	%	円	円
	水火	文 ()相联符	46	2.5	408,100	468,600
0	∜TL	如目の職致	人	%	H	円
9	形又	部女の収券	26	1.4	445,200	527,500
	1 2 3 4 5 6 7	区 分 1 級 2 級 3 級 4 級 5 級 6 級 7 級 8 級	区 分 標準的な職務内容 1 級 事務員の職務 2 級 主事の職務 3 級 主任の職務 4 級 主査の職務 5 級 参事補または主幹の職務 6 級 参事の職務 7 級 課長の職務 8 級 次長の職務	区分 標準的な職務内容 職員数 1 級 事務員の職務 人 2 級 主事の職務 331 3 級 主任の職務 人 4 級 主査の職務 人 5 級 参事補または主幹の職務 人 6 級 参事の職務 人 7 級 課長の職務 人 8 級 次長の職務 人 9 級 部長の職務 人 9 級 部長の職務 人	区分 標準的な職務内容 職員数 構成比 1 級 事務員の職務 人 % 2 級 主事の職務 人 % 3 級 主任の職務 人 % 4 級 主査の職務 人 % 5 級 参事補または主幹の職務 人 % 6 級 参事の職務 人 % 7 級 課長の職務 人 % 8 級 次長の職務 人 % 9 級 部長の職務 人 % 9 級 部長の職務 人 %	区 分 標準的な職務内容 職員数 構成比 1号給の給料月額 1 級 事務員の職務 人 % 円 146,100 2 級 主事の職務 人 % 円 331 18.1 182,000 182,000 3 級 主任の職務 人 % 円 4 級 主査の職務 人 % 円 5 級 参事補または主幹の職務 人 % 円 6 級 参事の職務 124 6.8 319,200 7 級 課長の職務 人 % 円 8 級 次長の職務 人 % 円 9 級 部長の職務 人 % 円 9 級 部長の職務 人 % 円

- (注)1 大分市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 - 3 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。



(2)国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和4年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (大分市)

	令和4年4月2日から令和5年4月1日までにおける運用	管理	!職員	一般職員		
1	人事評価を活用している	0		0		
	活用している昇給区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	
	上位、標準、下位の区分	0		0	0	
	上位、標準の区分		0			
	標準、下位の区分					
	標準の区分のみ(一律)					
口	人事評価を活用していない					
	活用予定時期					

4 職員の手当の状況 (1)期末手当・勤勉手当

7777777 7 787/2 7 7					
大 分 市	大 分 県	国			
1人当たり平均支給額(令和3年度)	1人当たり平均支給額(令和3年度)				
1,571 千円	1,656 千円	_			
(令和3年度支給割合)	(令和3年度支給割合)	(令和3年度支給割合)			
期末手当勤勉手当	期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当			
2.55 月分 1.90 月分	2.55 月分 1.90 月分	2.55 月分 1.90 月分			
(1.45)月分 (0.90)月分	(1.45)月分 (0.90)月分	(1.45)月分 (0.90)月分			
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置			
·役職加算 5~19%	·役職加算 5~20%	•役職加算 5~20%			
·管理監督加算 5~10%	·管理職加算 10~25%	•管理職加算 10~25%			

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価活用状況(大分市)

	令和4年度中における運用	管理	!職員	一般	職員	
イ	人事評価を活用している	(\supset	0		
	活用している成績率	支給可能 な成績率	支給実績が ある成績率	支給可能 な成績率	支給実績が ある成績率	
	上位、標準、下位の成績率	0		0	0	
	上位、標準の成績率		0			
	標準、下位の成績率					
	標準の成績率のみ(一律)					
口	人事評価を活用していない					
	活用予定時期					

(2)退職手当(令和4年4月1日現在)

大	分		市				玉	
(支給率)	自己都合		応募認定・定年	Ē	(支給率)	自己都合		応募認定·定年
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395	月分	33.270750	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709000	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709000 月分
最高限度	47.7090	月分	47.709000	月分	最高限度	47.7090	月分	47.709000 月分
その他の加算措置					その他の加算	措置		
定年前早期退	職特例措置(2%~2	0%加算)			定年前-	早期退職特例打	昔置 (2%	~45%加算)
(退職時特別昇給		なし)						
1人当たり平均支給額	4,477	千円	24,244 千円					

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3)地域手当

(令和4年4月1日現在)

支給実績(9,379	千円				
支給職員1人当たり平均		852,609	円				
支給対象地域	支給率		支給対象職	員数	国の制度	支給	率)
東京事務所	20.0	%		10 人	4	20.0	%
医師	16.0	%		2 人		16.0	%
上記を除く行政職・公安職級料表適用者	0.0	%		人			%
地域手当補正後ラスパイレス指数						1	00.5
(ラスパイレス指数)						(10	00.5)

⁽注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、 地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4)特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)	73,614	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	85,598	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)	25.1	%
手当の種類(手当数)	20	

[※]詳細は別紙参照

(5)時間外勤務手当

支	給	実	績	(令	和	3	年	度	決	算)	962,722 千円
職	員 1	人当	たり	平	均支	給 年	額	(令	和 3	年 度	決算	.)	312 千円
支	給	実	績	(令	和	2	年	度	決	算)	906,929 千円

⁽注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、 教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6)その他の手当(令和4年4月1日現在)

		国の制度	国の制度と	支給実績	支給職員1人当たり
手 当 名	内容及び支給単価	との異同	異なる内容	(令和3年度決算)	平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給	異なる	支給区分	388,005 千円	266,670 F
	1人につき3,500円~11,000円	7, 50	及び支給額		
住居手当	月額12,000円以上家賃を支払っ ている職員に対して支給 (28,500円上限)	異なる	支給区分 及び支給額	301,373 千円	294,022 F
通勤手当	1.交通機関利用者に支給			264,586 千円	97,025 F
	(最も低廉となる定期券の価額)				
	2.交通用具利用者に支給	異なる	距離区分 及び支給額		
	(距離区分、通勤方法によって		20 2/m ng		
	5,400円~26,800円)				
管理職手当	部長級: 130,300円			312,179 千円	972,519 F
	部長級参事級: 119,900円				
	次長級: 94,000円	m 1. 7	支給区分		
	課長級: 77,400円	異なる	及び支給額		
	課長級参事級: 72,700円				
初任給調整手当	医師である職員に支給			6,070 千円	1,213,954 F
	(48,800円~308,300円) 獣医師である職員に支給	異なる	-	, , , , ,	, , ,
	(5,000円~30,000円)				
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う			4,104 千円	820,800 F
	単身赴任者に対して支給	同じ	-		
	30,000円(距離加算あり)				
特地勤務手当	市外地、生活の著しく不便な地		国	408 千円	45,357 F
	に所在する施設に勤務する場合	異なる	支給割合 4/100~25/100		
	支給率 1/100		4/100~25/100		
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間			219,739 千円	146,493 F
	中に勤務を命ぜられた場合	同じ	-		
	支給率 135/100				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に			39,319 千円	95,666 F
	勤務することを命ぜられた場合	同じ	-		
	支給率 25/100				
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を		国	534 千円	59,356 F
	命ぜられた職員に支給	異なる	4,200円~		
	1日6,100円~7,400円(年末年始は5割増)		20,000円		
管理職員	参事級以上の職員が臨時又は緊急の		国	18,906 千円	67,043 F
特別勤務手当	必要等により週休日等に勤務した場合	異なる	6,000円~		
	1回につき6,000円~18,000円		12,000円		
務教育等教員特別手当	認定こども園又は幼稚園に			1,806 千円	26,180 F
	勤務する保育教諭に対して支給		=-		
	支給率 9/1000				

5 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

197	71 ABS V	7 11		T V J V J J L	\TI 4U44-4/	<u> </u>				
	区			分	給	料		月		額等
								(参考)中	核市に	こおける最高/最低額
給	市			長		929,880	円	1,180,000	円/	707,000 円
				_	(1,134,000)			
料	副		市	長		751,150	円	974,000	円/	696,000 円
	437				(905,000)			
	議			長		766,000	円	827,000	円/	584,000 円
報				_	()			
	副		議	長		695,000	円	748,000	円/	504,000 円
酬	-344				()			
13/11	議			員	,	641,000	H	700,000	円/	475,000 円
					(() () () () () () () () () (-40 dal 0))			
	市			長	(令和3年度支	(給割台)				
期	副		市	長		3.35		月分		
末手	議			長	(令和3年度支	(給割合)				
当	副		議	長		3.35		月分		
	議			員						
					(算定方式)		(1期の	の手当額)		(支給時期)
退職	市			長	給料月額×在職	₹月数×45.7/100		24,875,000 円		任期ごと
手当	副		市	長	給料月額×在職	6月数×30.9/100		13,422,000 円		(直近) 市長:令和元年 副市長:令和2年
╛		備		考						

- (注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 - 2 本市条例では、退職手当支給割合について、市長は63/100以内、副市長は40/100以内の割合とし、 その手当額について、その都度、議会の議決を経て定めるように規定されている。 (上記算定方式、1期の手当額、支給時期については直近の支給内容。)

・	項	1	主な支給対象職員	支給実績	左記職員に対する支給単価
公司の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	1 市税の賦課徴収事務に従事する職員	(ア) 税制課、市民税課、資産税課、納税 課又は国保年金課(国民年金室を除く。)		(令和3年度決算)	給料月額の100分の8
(大き)		(イ) 市税の滞納差押えにより徴収したも	項目に掲載している職員	37,795 千円	徴収1件につき20円及び徴収金額の1,000
金田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田					1世帯につき 200円
日本学校 1 日本学校	2 感染症防疫作業に従事した職員	C/250		144 千円	1日につき 530円
# 15 日本の大学の主張では取りく外のでは、		態に対処するための作業に従事した職員	健康課等職員		3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者 若にくはその疑いのある者の身体に接触し、 又はこれらの者に長時間にわたり接して行う 作業その他市長がこれに準ずると認める作 業に従事した場合にあっては、1日につき
接続性に影響で発展	3 生活福祉課に勤務する職員	(ア) 指導監督又は現業を行う職員	項目に掲載している職員	10,197 千円	
の 製造物を表現には関係する場合 200 年	4 行旅病人の保護又は行旅死亡人等の収容 作業等に直接従事した職員(第17項の手当の 支給を受ける職員を除く。)		福祉保健課等職員	-	
(2) を学校を表現に対象性を主な報告 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	5 保健所に勤務する職員	(ア) 医師(歯科医師を含む。)		1,680 千円	月額150,000円以内で、市長が定める額
20		(イ) 臨床検査業務に直接従事する職員	項目に掲載している職員	229 千円	月額 6,800円
製造物である福岡		((ア)及び(イ)並びに次項の手当の支給を		43 千円	1日につき 250円
保護所である職員	6 獣医師である職員	受ける職員を除く。)	衛生課等獣医師	1,075 千円	
大・ネッ等のへいを味め場に至りた機関	7 保健師である職員		項目に掲載している職員	2.546 壬円	
7世 10 10 10 10 10 10 10 1	8 犬、ネコ等のへい死体処理に従事した職員				
(在1) 中華的研究性を認め、10億年 1月に	9 用地買収、換地若しくは家屋等の移転折衝				
海洋医療のたか平1011年9級に指数(18)					
「中央の大学の支払を受ける場合を公人)			杞務担当課等職員	_	
3 部所下未開等において内配のしかんせつ 日日時間以上作業に従来した場合 日日時間以上作業に従来した場合 日日時間以上作業に従来した場合 日日時間以上作業に従来した場合 日日時間以上作業に従来した場合 日日時間 2-200円 日日から 2-30円 日日から 2-30円 日日から 2-30円 日日から 3-30円 日本の金の前によっから 3-30円	1項の手当の支給を受ける職員を除く。)		住宅課等担当職員	_	1日につき 190円
1日につき 370円 1日に回き 370円 1日に回き 370円 1日に回き 370円 1	12 水質分析業務に直接従事した職員		環境分析室等担当職員	391 千円	1日につき 250円
5 年大帝の功族作業等に直接従事した職員	13 都市下水路等において汚泥のしゅんせつ 作業等に直接従事した職員		河川課等担当職員	-	
5 任大宗の形皮作業等に成接従事した職員	14 しらゆりハイツに勤務する職員		項目に掲載している職員	110 千円	月額 2,300円
7	15 狂犬病の防疫作業等に直接従事した職員		衛生課等担当職員	294 千円	ただし、違反犬の捕獲業務に直接従事した
(月) (ア)以外の機長 項目に用載している機員 1,723 千円 月額 4,500円 1 (ア) 交通運動とすることなく行う道路機 資本に売めるの機具で、著した施設な主義 (利用 2 (16 家畜伝染病防疫業務に直接従事した職員		農林水産課等担当職員	-	1日につき 160円
(イ) (ア)以外の職員 月朝 4.500円 月前 4.500円 月前 4.500円 月前 4.500円 日に内蔵している職員 月前 4.500円 日に内蔵と関係を含ったとなく行う選除権 日本に対している職員 日 1日 3時間以上作業に従事した場合 (イ) エタの監督、検査等で地上アメートルリ上又は地下パメートルリ上の定場の 別い場所において作業が企業する。	17 葬斎場に勤務する職員	(ア) 火葬業務に従事する職員	項目に掲載している職員	1 793 千田	月額 12,000円
# 計画部等・動像する職員で、著しく危険な業等、操在等で地上フルール以上が足地を持入を一下の場合。		(イ) (ア)以外の職員	項目に掲載している職員	1,120	月額 4,500円
9 消防職員	18 環境部、農林水産部、土木建築部、都市 計画部等に勤務する職員で、著しく危険な業務 に従事したもの	持修締作業又は測量作業に従事した職員 (イ) 工事の監督、検査等で地上7メートル以上又は地下4メートル以上の足場の 膨い場所において作業等に従事した職員 (ク) 墜落の危険が特に著しい傾斜面(60 度以上)で行う工事の監督、測量、検査等 の作業に従事した職員 (エ) 有毒ガスの発生のおそれのあるマン ホール等において調査、検査等の作業 に従事した職員	項目に掲載している職員	-	1日3時間以上作業に従事した場合 1日につき 240円
#した職員 (ウ) サリン等による人身被害の防止に関する法律(中成7年法律第8号)第2条に規定するサリン等が発散している区域、放射性物質等により消免されている区域、大の他者に允敵である区域において消防活動に従事した職員 (エ) 大規模(害の発生区域において、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条第1項の規定による相互の応援に基づく消防活動に従事した職員(正とも相互の応援に基づく消防活動に従事した職員(下条後治前防援助除として消防活動に従事した職員(下条後治前防援助除として消防活動に従事した職員(下条後治前防援助除として消防活動に従事した職員(同の企業・大の主人の事性の実践が表の調査に従事した職員(同のの作業により、重大な災害が発生した筋所又は発生するおそれがある場合において(ウ)又は(エの中等の支給を受ける職員を除く。) (イ) 道路(可川等において変)再等異常な自然現象により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において(ウ)の実にのいて(ウ)以は(エの申当の支給を受ける職員を除く。) (ク) 後間(日夜時から自田時までの間をいう)、に(ア)又は(小の作業にで事した職員(同の作業について(エ)の手当の支給を受ける職員(同のの作業について(エ)の手当の支給を受ける関長を除く。) (ク) 後間(日夜時から自田時までの間をいう)、に(ア)又は(小の作業にで事した職員(同の作業について(エ)の手当の支給を受ける職員(同の作業について(エ)の手当の支給を受ける関長を除く。) (ア)又は(小の作業に従事した職員(同の作業に従事した)、は(ア)又は(小の作業に必事した)、は(ア)又は(小の作業に必事した)、は(ア)又は(小の作業に必事した)、は(ア)又は(小の作業に必事した)、は(ア)又は(小の手当の類にその100分の100 はたいでできたが影響した。	19 消防職員	号)第44条第1項に規定する厚生労働省 令で定める救急救命処置に従事した救		443 千円	1回につき 450円
する法律(平成7年法律第78号)第2条に 規定するチンツ等が発数している区域、 放射性物質等により汚染されている区域を をの他者しく危険である区域において消 防活動に企事した職員 (エ) 大規模災害の発生区域において、 消防組織法(昭和22年法律第226号)第39 業所項の規定による相互の心視に基づく消防活動に従事した職員 (工) 重大な災害の発生した職員 (工) 重大な災害の発生した職員 (工) 重大な災害の発生した職員 (工) 重大な災害の発生した職員 (ア) 道路 利川等において豪雨等異常な自然現象により、重大な災害の発生した簡所又は発生するおそれの著しい箇所で行う返免作業又は応急作業の大めの災害が茂の調査に従事した職員(同一作業)について(ジ)又は(に)の手当の支給を受ける職員を除く。) (イ) 道路 河川等において豪雨等異常な自然現象により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う巡回監視に従事した職員(同一の作業)について(ご)の実ににの手当の支給を受ける職員を除く。) (ク) 復順(日政時から目出時までの間をいったいで)(フ)又は(こ)の手当の支給を受ける職員を除く。) (ク) 復順(日政時から目出時までの間をいった)(ア)又は(小の作業)に従事した職員(同一の作業について(に)の手当の方に企業を受ける職員を除く。) (ア)又は(小の手当の額にその100分の50に相当する額を加算した額 基本受ける職員を除く。) (エ) 市長が著しく危険であると認める区域において(ア)又は(小の手当の額にその100分の100 (ア)又は(小の手当の額にその100分の100 (ア)又は(小の手生の窓にその100分の100 (ア)又は(小の手)の窓にその100分の100 (ア)又は(小の手)の窓にその100分の100 (ア)又は(小の手)の窓にその100分の100 (ア)又は(小の手)の窓にその100分の100 (ア)又は(小の手)の窓にその100 (ア)又は(小の手)の窓にその100分の100 (ア)又は(小の手)のでは、100 (ア)又は(小の手)のでは、100 (ア)又は(小の手)のでは、100 (ア)又は(小の手)のでは、100 (ア)又は(小の手)のでは、100 (ア)又は(小の手)のでは、100 (ア)又は(小の手)のでは、100 (ア)				136 千円	1回につき 410円
海防組織法昭和22年法律第228号第39		する法律(平成7年法律第78号)第2条に 規定するサリン等が発散している区域、 放射性物質等により汚染されている区域 その他著しく危険である区域において消	項目に掲載している職員	_	1日につき 2,600円
な自然現象により、重大な漢害の発生した 施師で見ず発生するおよそれの著しい 所で行う応急作業又は応急作業のため の災害状況の調査に従事した職員(同一の作業について(の)又は(にの手当の支 絡を受ける職員を除く。) (イ) 道路、河川等において家雨等異常 な自然現象により、重大な災害が発生 し、又は発生するおそれがある場合において行う巡回監視に従事した職員(同一の作業について(の)又は(にの手当の支 給を受ける職員を除く。) (ア) (で)、夜間(日設時から日出時までの間を いう。)にて(ア)又は(イ)の作業に従事した職員(同一の作業について(に)の手当の支 総を受ける職員を除く。) (エ) 市長が著して危険であると認める区 壊において(ア)又は(イ)の作業に従事した職員(同一の作業について(ア)又は(イ)の手当の額にその100分の50に 相当する額を加算した額 (ア)又は(イ)の手当の額にその100分の100 様において(ア)又は(イ)の作業に従事した。		消防組織法(昭和22年法律第226号)第39 条第1項の規定による相互の応援に基づ く消防活動に従事した職員又は同法第 45条第1項に規定する緊急消防援助隊と して消防活動に従事した職員		_	1日につき 1,680円
(イ) 道路、河川等において豪雨等異常 な自然現象により、電大な実新が発生 し、又は発生するおそれがある場合において行う巡回監視に従事した戦員(同一 の作業について(ウ)又は(にの)手当の支 給を受ける職員を除く。) (グ) 夜間に段時から日田時までの間を いう。)に(ア)又は(小の作業に従事した職 員(同一の作業について(エ)の手当の支 給を受ける職員を除く。) (エ) 市長が著して危険であると認める区 壊において(ア)又は(小の作業に従事した	20 災害応急作業等に従事した職員	な自然現象により、重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員(同一の作業について(ウ)又は(エ)の手当の支		_	1日につき 530円
(ウ) 夜間(日没時から日出時までの間をいう。)に(ア)又は(イ)の作業に従事した職員同一の作業について(エ)の手当の変と対象した額員(原一の作業について(エ)の手当の支給を受ける職員を終く。) (ア)又は(イ)の手当の額にその100分の50に相当する額を加算した額相当する額を加算した額は当る額を加算した額は当る。 (エ) 市長が著した後であると認める区域において(ア)又は(イ)の作業に従事した。 (ア)又は(イ)の手当の額にその100分の100では、1を収します。		(イ) 道路、河川等において豪雨等異常 な自然現象により、重大な災害が発生 し、又は発生するおそれがある場合にお いて行う巡回監視に従事した職員(同一 の作業について(ヴ)又は(に)の手当の支 絡を受ける職員を除(。)	項目に掲載している職員	_	1日につき 350円
(エ) 市長が著しく危険であると認める区域において(ア)又は(イ)の作業に従事した - (ア)又は(イ)の作業に従事した - (ア)又は(イ)の作業に従事した。		(ウ) 夜間(日没時から日出時までの間をいう。)に(ア)又は(イ)の作業に従事した職員(同一の作業について(エ)の手当の支給を受ける職員を除く。)		_	
				_	

6 職員数の状況

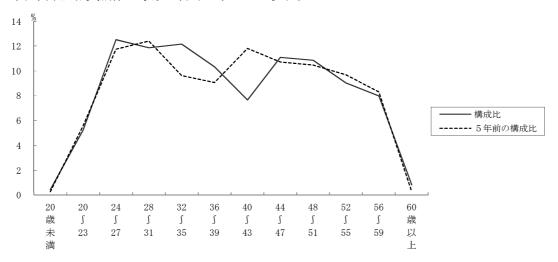
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		区分	職	数	対前年	主な増減理由
部門	· 月		令和3年	令和4年	増減数	土な増減连田
		議会	23	23		
		総務	537	531	▲ 6	オリンピック関連業務の減等
		税務	167	163	▲ 4	資産税業務の減等
		労 働	4	4		
	般	農林水産	76	76		
चेह	行	商工	68			高崎山管理業務の増等
通	政	土木	368	368		
会	部門	民 生	519	539	20	保育関連業務、子ども家庭支援センター業務の増等
普通会計	F-7	衛 生	438	443	5	感染症対策業務の増等
部						<参考>
門		計	2,200	2,227	27	人口1万人当たり職員数 46.63 人
						(中核市の人口1万人当たり職員数 46.78 人)
		教育部門	354			幼稚園業務の減等
	ì	肖防部門	479	483	4	勤務条件の改善に伴う増等
						<参考>
		小 計	3,033	3,045	12	人口1万人当たり職員数 63.76 人
//		水道	139	137	A 2	(中核市の人口1万人当たり職員数 64.31 人) 水道管理業務の減
公 営会		下水道	80			
企計		その他	117		1	介護保険業務の増
業部						ノI 咳(小)穴木切゚ンン-F目
等門		小 計	336	335	▲ 1	
	合	計	3,369	3,380	11	< 参考> 人口1万人当たり職員数 70.77 人
	П	н	[3,998]	[3,998]	[0]	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和4年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		>	}	>	>	>	>	>	>	>	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
啦早粉	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	15	177	423	401	411	349	259	375	367	305	270	28	3,380

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部 門 別	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	2,048	2,065	2,103	2,162	2,200	2,227	179 (8.7%)
教 育	358	361	352	362	354	335	▲ 23 (▲ 6.4%)
消防	453	456	463	467	479	483	30 (6.6%)
普通会計計	2,859	2,882	2,918	2,991	3,033	3,045	186 (6.5%)
公営企業等会計	341	330	328	332	336	335	▲ 6 (▲ 1.8%)
総合計	3,200	3,212	3,246	3,323	3,369	3,380	180 (5.6%)

⁽注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区	分	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
			質収支		職員給与費比率	令和2年度の総費用に
		A		В	B/A	占める職員給与費比率
A #00	Are nhe	千円	千円	千円	%	%
令和3	5平.度	7,760,538	2,337,028	1,054,156	13.6	13.9

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費227,321千円を含まない。

区 分	職員数		給 与	費		一人当たり	(参考)市町村平均
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A	一人当たり給与費
A foote de	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和3年度	159	609,759	99,470	254,316	963,545	6,060	6,028

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 - 2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の 給与費は含まれていない。

イ 特記事項

- ・令和4年1月より、4級以上1.5%の給料減額措置を実施
- ・令和5年1月より、4級以上1%の給料減額措置を実施

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	43.5 歳	343,123 円	533,624 円
団 体 平 均	45.5 歳	335,492 円	501,390 円

- (注) 1 「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。
 - 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大分市上下水	大分市(一般行政職)			団体平均			
1人当たり平均支給額(令和3年度	1人当たり平均支給額(令和3年度)			1人当たり平均支給額(令利	和3年度)		
	1,654	千円		1,571	千円	1,457	千円
(令和3年度支給割合)			(令和3年度支給割合)				
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手	·当		
2.55 月分	1.90 月分		2.55 月分	1.90	月分		
(1.45) 月分	(0.90) 月分		(1.45) 月分	(0.90)	月分		
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)				
職制上の段階、職務の級等による	職制上の段階、職務の級等による加算措置						
·役職加算 5~19%			·役職加算 5~19%				
·管理監督加算 5~10%			·管理監督加算 5~10%				

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和4年4月1日現在)

	大分市上下水	道局	大分市(一般行政職)			団体平均
(支給率)	自己都合	応募認定·定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	
最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	
その他の加算措施	置		その他の加算	措置		
定年前早期	退職特例措置(2%	~20%加算)	定年前早	期退職特例措置(2	%~20%加算)	
(退職時特別昇終	合	なし)	(退職時特別昇	早給	なし)	1人当たり平均支給額
1人当たり平均支給	額 0 千円	23,627 千円	1人当たり平均支	反給額 4,477 ₹P	9 24,244 千円	22,391 千円

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

支給実績なし

工 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度	決算)				401 千円		
支給職員1人当たり平	均支給年額(令和3年度決算)		4,460 円				
職員全体に占める手	当支給職員の割合(令和3年度)		56.3 %				
手当の種類(手当数)					7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な	支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する 支給単価		
滞納整理手当	(ア)滞納整理に従事した職員	主な支糸に掲げる	合対象職員の項 5 考 変	— 千円	徴収1件につき5円及び徴収金 額の1,000分の5に相当する額 から(イ)に掲げる手当額を控除 した額		
	(イ)停水及び停水処理並びに現地徴収に従事し た職員	(二指)() る	0 未 伤		徴収金額の1,000分の5に相当 する額を限度として勤務1回に つき200円		
危険作業手当	①交通を遮断することなく道路上で行う配水管布設工事等の監督若しくは検査業務又は弁栓類の操作等の業務に従事した職員						
	②地上7メートル以上又は地下4メートル以上の足場の悪い場所において工事の監督又は検査業務に従事した職員						
	③墜落の危険が特に著しい傾斜面(60度以上)で 行う工事の監督若しくは検査業務又は測量業務に 従事した職員						
	④酸素欠乏の危険性を有する場所において調査、検査等の業務に従事した職員	主な支糸 に掲げる	合対象職員の項 5業務	53 千円	1日3時間以上業務に従 事した場合 1日につき 240円		
	⑤有毒ガスが発生するおそれのある業務又は危険性を有する薬品を取り扱う業務に従事した職員				1 H (C-38 240H)		
	⑥重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険を伴う水道施設その他の現場で保守点検、応急作業等の業務に従事した職員						
	⑦電気事業法第38条第4項に規定する自家用電 気工作物のうち600ポルトを超える電気設備の操 作、監督、点検等の業務又は当該設備に近接して 行う業務に従事した職員						
用地交渉手当	用地買収、換地若しくは家屋等の移転折衝又は 工事補償折衝に直接従事した職員	主な支約に掲げる	合対象職員の項 5業務	- 千円	1日につき400円		

緊急呼出手当	正規の勤務時間以外の時間又は休日に突発事故 等の発生により緊急出動の要請を受け、業務に従 事した職員	主な支給対象職員の項 に掲げる業務	287 千円	勤務1回につき2,000円 (緊急出動が午後10時から 翌日の午前5時までの場合 は、2,500円)
特殊自動車運転操 作手当	給水活動のため特殊自動車を運転し、又は操作し た職員	主な支給対象職員の項 に掲げる業務	38 千円	1日につき370円
しゅんせつ作業手当	公共下水道等において汚泥のしゅんせつ作業等 に直接従事した職員	主な支給対象職員の項 に掲げる業務	- 千円	1日3時間以上業務に従 事した場合 1日につき 370円
災害応急作業等手当	(ア)上下水道施設等において豪雨等異常な自然 現象により、重大な災害の発生した箇所又は発生 するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応 急作業のための災害状況の調査に従事した職員 (同一の作業について(ウ)又は(エ)の手当の支給を 受ける職員を除く。)		2 千円	1日につき530円
	(イ)上下水道施設等において豪雨等異常な自然 現象により、重大な災害が発生し、又は発生する おそれがある場合において行う巡回監視に従事し た職員(同一の作業について(ウ)又は(エ)の手当の 支給を受ける職員を除く。)	主な支給対象職員の項に掲げる業務	2 千円	1日につき350円
	(ウ)夜間(日没時から日出時までの間をいう。)に (ア)又は(イ)の作業に従事した職員(同一の作業について(エ)の手当の支給を受ける職員を除く。)		19 千円	(ア)又は(イ)の手当の額に その100分の50に相当する額 を 加算した額
	(エ)管理者が著しく危険であると認める区域において(ア)又は(イ)の作業に従事した職員		- 千円	(ア)又は(イ)の手当の額に その100分の100に相当する額 を 加算した額

才 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	37,107 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	269 千円
支給実績(令和2年度決算)	43,750 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	304 千円

カ その他の手当(令和4年4月1日現在)

ス ての他の子ョ	1 (17/11年午4月1日先江)					
手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人 平均支給年 (令和3年度)	三額
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 1人につき3,500円~11,000円	同じ		17,402 千円	238,383	円
住居手当	月額12,000円以上家賃を支払っている職員に対して支給(28,500円上限)	同じ		11,755 千円	301,412	円
通勤手当	1. 交通機関利用者に支給 (最も低廉となる定期券の価額) 2. 交通用具利用者に支給 (距離区分、通勤方法によって 5,400円~26,800円)	同じ		12,332 千円	95,598	円
管理職手当	部長級: 130,300円 部長級参事級: 119,900円 次長級: 94,000円 課長級: 77,400円 課長級参事級: 72,700円	同じ		20,129 千円	914,945	円
管理職員 特別勤務手当	参事級以上の職員が臨時又は緊急 の必要等により週休日等に勤務した 場合 1回につき6,000円~18,000円	同じ		344 千円	16,381	円

⁽注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区	分	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
			質収支		職員給与費比率	令和2年度の総費用に
		A		В	B/A	占める職員給与費比率
A == 0	Ave plan	千円	千円	千円	%	%
令和3年	平度	11,861,155	0	238,276	2.0	1.9

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費392,459千円を含まない。

区 分	職員数	j	給与	. 費		一人当たり	(参考)市町村平均
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A	一人当たり給与費
A foote str	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和3年度	84	309,410	65,064	129,308	503,782	5,997	5,920

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 - 2 職員数は令和4年3月31日現在の人数である。また、再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。
 - 3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

- ・令和4年1月より、4級以上1.5%の給料減額措置を実施
- ・令和5年1月より、4級以上1%の給料減額措置を実施

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
公共下水道事業	38.8 歳	321,625 円	514,512 円
団体平均	43.9 歳	331,629 円	493,022 円

- (注) 1 「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。
 - 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大分市上下水道局			大分市(一般行政職)			団体平均	
1人当たり平均支給額(令和3年度)	人当たり平均支給額(令和3年度)		1人当たり平均支給額(令和3年度)		1人当たり平均支給額(令和3年度)		
	1,579	千円		1,571	千円	1,434	千円
(令和3年度支給割合)			(令和3年度支給割合)				
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手	当	_	
2.55 月分	2.55 月分 1.90 月分		2.55 月分	1.90	月分		
(1.45) 月分	(0.90) 月	分	(1.45) 月分	(0.90)	月分		
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)				
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		_			
·役職加算 5~19%		·役職加算 5~19%		_			
管理監督加算 5~10%			·管理監督加算 5~10%				

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和4年4月1日現在)

大分市上下水道局			大分市(一般行政職)			団体平均
(支給率)	自己都合	応募認定·定年	(支給率)	自己都合	応募認定·定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	
最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	
その他の加算措施	置		その他の加算指	皆置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			
(退職時特別昇約	合	なし)	(退職時特別昇	給	なし)	1人当たり平均支給額
1人当たり平均支給	合額 0 千円	0 千円	1人当たり平均支	給額 4,477 千P	9 24,244 千円	6,569 千円

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

支給実績なし

工 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年月	ョ (アル4千4月1日-54任) (表) (表)				148 千円	
支給職員1人当たり	平均支給年額(令和3年度決算)		3,294 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)			53.6 %			
手当の種類(手当数)		7			
手当の名称	主な支給対象職員		支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する 支給単価	
滞納整理手当	(ア)滞納整理に従事した職員		合対象職員の項 2 ** 3 x 3 x 3 x 3 x 3 x 3 x 3 x 3 x 3 x	— 千円	徴収1件につき5円及び徴収金 額の1,000分の5に相当する額から(イ)に掲げる手当額を控除した 額	
	(イ)停水及び停水処理並びに現地徴収に従事 した職員	に掲げる業務			徴収金額の1,000分の5に相当 する額を限度として勤務1回に つき200円	
危険作業手当	①交通を遮断することなく道路上で行う配水管 布設工事等の監督若しくは検査業務又は弁栓 類の操作等の業務に従事した職員	は検査業務又は弁栓				
	②地上7メートル以上又は地下4メートル以上の 足場の悪い場所において工事の監督又は検査 業務に従事した職員					
	③墜落の危険が特に著しい傾斜面(60度以上)で行う工事の監督若しくは検査業務又は測量業務に従事した職員					
	④酸素欠乏の危険性を有する場所において調 査、検査等の業務に従事した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務		- 千円	1日3時間以上業務に従 事した場合 1日につき 240円	
	⑤有毒ガスが発生するおそれのある業務又は危険性を有する薬品を取り扱う業務に従事した職員					
	⑥重大な災害が発生し、又は発生するおそれが ある場合において、危険を伴う水道施設その他 の現場で保守点検、応急作業等の業務に従事し た職員					
	⑦電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物のうち600ボルトを超える電気設備の 電気工作物のうち600ボルトを超える電気設備の 操作、監督、点検等の業務又は当該設備に近 接して行う業務に従事した職員					
用地交渉手当	用地買収、換地若しくは家屋等の移転折衝又は 工事補償折衝に直接従事した職員	主な支紅に掲げる		2 千円	1日につき400円	

緊急呼出手当	正規の勤務時間以外の時間又は休日に突発事故等の発生により緊急出動の要請を受け、業務に従事した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務	137 千円	勤務1回につき2,000円 (緊急出動が午後10時から 翌日の午前5時までの場合 は、2,500円)
特殊自動車運転操 作手当	給水活動のため特殊自動車を運転し、又は操作した職員	主な支給対象職員の項 に掲げる業務	2 千円	1日につき370円
しゅんせつ作業手当	公共下水道等において汚泥のしゅんせつ作業 等に直接従事した職員	主な支給対象職員の項 に掲げる業務	- 千円	1日3時間以上業務に従 事した場合 1日につき 370円
災害応急作業等手当	(ア)上下水道施設等において豪雨等異常な自然現象により、重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員(同一の作業について(ケ)又は(エ)の手当の支給を受ける職員を除く。)		- 千円	1日につき530円
	(イ)上下水道施設等において豪雨等異常な自然現象により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において行う巡回監視に従事した職員(同一の作業について(ウ)又は(エ)の手当の支給を受ける職員を除く。)	主な支給対象職員の項 に掲げる業務	1 千円	1日につき350円
	(ウ)夜間(日没時から日出時までの間をいう。)に (ア)又は(イ)の作業に従事した職員(同一の作業 について(エ)の手当の支給を受ける職員を除 く。)		6 千円	(ア)又は(イ)の手当の額に その100分の50に相当する額を 加算した額
	(エ)管理者が著しく危険であると認める区域において(ア)又は(イ)の作業に従事した職員		- 千円	(ア)又は(イ)の手当の額に その100分の100に相当する額を 加算した額

才 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	30,813 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	396 千円
支給実績(令和2年度決算)	33,271 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	438 千円

カ その他の手当(令和4年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)	
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給			12,852 千円	305,998 円	
	1人につき3,500円~11,000円	同じ				
住居手当	月額12,000円以上家賃を支払っている職員に対して支給(28,500円 上限)	同じ		7,724 千円	308,952 円	
通勤手当	1. 交通機関利用者に支給			7,155 千円	99,380 円	
	(最も低廉となる定期券の価額)					
	2. 交通用具利用者に支給	同じ				
	(距離区分、通勤方法によって					
	5,200円~26,800円)					
管理職手当	部長級: 130,300円			6,294 千円	1,049,000 円	
	部長級参事級: 119,900円					
	次長級: 94,000円	同じ				
	課長級: 77,400円					
	課長級参事級: 72,700円					
管理職員 特別勤務手当	参事級以上の職員が臨時又は緊 急の必要等により週休日等に勤務 した場合	同じ		78 千円	13,000 円	
	1回につき6,000円~18,000円					

⁽注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。